



事務連絡

令和2年2月6日

各都道府県・各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室

中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の取扱いについて

文部科学省では、『「中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和2年1月29日付け元初健食第37号）」の更新について（通知）』（令和2年2月3日付け元初健食第42号）において当面の考え方を示したところです。学齢簿についても通知に基づいて対応いただいておりますが、一時帰国によって日本人学校と学籍が二重になること、保護者からいわゆる体験入学の希望を受けたこと等を理由に受入れが許可されていないという事例が一部で報告されています。

通知においては居住実態に基づいて学齢簿を編製するなど、可能な限り弾力的に取扱うようお願いしているところであり、保護者から希望があった場合には、速やかな受入れに向けて適切に対応されるようお願いいたします。

なお、保護者からいわゆる体験入学の相談を受けた場合には、通知にある転入学としての取扱いになることをご説明願います。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本事務連絡の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。実際の受入れ事務にあたり御不明な点があれば、下記連絡先へご連絡ください。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室  
電話：03-5253-4111（内線 2007, 3923）